

中国四国厚生局職場体験実習の基本的な運用は、本要領の定めるところによるものとする。

平成 26 年 5 月 9 日

## 中国四国厚生局 職場体験実習実施要領

### (目的)

第 1 本要領は、学生を対象とし、中国四国厚生局において実務を体験させることにより、職業意識の啓発、キャリア形成の支援に資することとともに、中国四国厚生局への理解を深めてもらうことを目的とし、実施の期間、場所、対象者、その他必要な事項について定めるものとする。

### (実習の期間)

第 2 実施の期間は、原則として、毎年 7 月から 9 月までの学生の夏期休暇を利用して行うものとし、実務を体験させる期間は 1 週間以上 1 ヶ月程度とする。

### (実習の場所)

第 3 学生を受け入れる課・事務所等は、中国四国厚生局の各課・事務所等とする。

### (実習の対象者)

第 4 実習の対象者は、大学及び大学院（以下、「大学等」という。）に在籍する学生とする。

### (学生の募集の周知)

第 5 学生の募集の周知については、次のとおりとする。

- (1) 各課・事務所等の長は、翌年度の受け入れ予定者数を総務課長あて報告するものとする。
- (2) 総務課長は、受け入れる条件、各課・事務所等ごとの受け入れ予定者数等を中国四国厚生局ホームページ等に掲載することとし、大学等及び学生等に実習の実施について周知するものとする。

(申し込み、受け入れ対象者の決定及び通知)

第6 受け入れ対象者の決定及び通知については、次のとおりとする。

- (1) 大学等の就職担当課室は、希望する学生についてとりまとめを行い、5月末までに中国四国厚生局長あて推薦を行うものとする。
- (2) 中国四国厚生局長は、6月末までに受け入れることとする学生について、各大学等あて通知する。各大学等においては、学生に受け入れの可否等を通知するものとする。

(覚書の締結)

第7 各大学等の就職担当課室の長は、中国四国厚生局が学生を受け入れるまでの間に、中国四国厚生局長と別添1により、遵守事項等についての覚書を締結するものとする。

(実習の内容等)

第8 実習の内容等は、次のとおりとする。

- (1) 実習生ごとに指導員を置き、指導員が実習生の指導・助言等に当たるものとする。
- (2) 実習生は、電話の応対や資料作成、また、関係課・事務所等との連絡などを業務として実施する。
- (3) 実習生は、実習期間終了後に実習内容に関する報告書を作成し、指導員に提出するものとする。
- (4) 指導員は、報告書の内容の確認等を行い、総務課長及び課・事務所等の長に報告するものとする。

(実習生の身分等)

第9 実習生については、国家公務員の身分は保有しないものとし、次のとおり扱うこととする。

- (1) 実習生の服務については、原則として職員の服務に準ずるものとし、実習生は指導員の指導・監督等に従わなければならない。
- (2) 実習生は、実習中に知り得た秘密について、実習中及び実習終了後においても部外者（大学等を含む。）に漏らしてはならない。
- (3) 実習生が実習期間中に国家公務員の信用を失墜するような行為その他不都合な行為を行った場合、中国四国厚生局は当該学生についての実習を打ち切ることができるものとし、すみやかにその旨を大学等に通知するものとする。
- (4) 実習生は、上記(1)～(3)についての誓約書（別添2）を実習開始前までに

中国四国厚生局に提出しなければならない。

(実習生の実習時間等)

第10 実習生の実習時間等は、次のとおりとする。

- (1) 実習時間は、9時00分から17時15分までとし、12時から13時までの間を休憩時間とする。
- (2) 実習期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日については、実習を要しない日とする。
- (3) 実習については、正当な理由がある場合を除いて欠務を認めないものとする。
- (4) 実習期間のうち1/5以上の欠務があった場合及びその他不都合な行為を行った場合は、実習を打ち切ることができるものとし、すみやかにその旨を大学等に通知するものとする。

(実習生の懲戒等について)

第11 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は各大学等が負うものとする。

(経費負担等について)

第12 実習生の実習に必要な交通費など、一切の参加経費は実習生又は所属する大学等が負担するものとする。

(実習結果の報告)

第13 各大学等は、中国四国厚生局長に対して、実習結果の報告を求めることができるものとする。

(実習の成果の発表について)

第14 実習生が実習の成果としてレポート等を外部(大学等を含む。)に提出又は発表する場合には、事前に、中国四国厚生局の承認を受けなければならない。

(その他)

第15 この要領に定めるもののほか、当該実習の実施に関し必要な事項は、別途中国四国厚生局長が定めるものとする。

- 2 実習の実施について、疑義が生じた事項については、総務課、実習実施課・事務所等、大学等、実習生等が協議して決定するものとする。

第 16 実習終了後、翌年度以降の当該実習の円滑な実施を図るため、実習生及び指導員からアンケート等（別途、総務課から各・事務所等に通知するものとする。）の提出を求めることができるものとする。

2 実習生及び指導員から提出されたアンケート等については、民間企業へのインターンシップの普及など中国四国厚生局の施策の普及・推進等に活用することができるものとする。

第 17 本要領については、実施状況等に応じて、逐次見直すものとする。